

県土整備プランフォローアップ委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備プランフォローアップ委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県土整備部の最上位計画である県土整備プランを実効性のあるものにするため、俯瞰的・客観的な見地から成果の点検、助言及び提言等を行うため委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 県土整備プランの1年ごとの点検
- (2) 事業のあり方に関する助言
- (3) 概ね5年ごとの県土整備プランの見直し提言
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者で組織する。

- 2 委員の任期は、就任した日から翌々年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が委員の中からあらかじめ指名する委員長代理者がその職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。
- 3 委員会には委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県土整備部建設企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成22年 1月18日から施行する。

(平成22年 4月 1日一部改正)

(平成22年 6月11日一部改正)

(平成23年 4月 1日一部改正)

(平成23年 8月 1日一部改正)

(平成25年 4月 1日一部改正)

(平成30年 7月 1日一部改正)

(令和 3年 6月 1日一部改定)

(令和 3年 7月 1日一部改定)

(令和 6年 7月 1日一部改定)

(別 表)

県土整備プランフォローアップ委員会名簿

	名 前	役 職	備 考
1	おおかわら まみ 大河原 眞美	高崎経済大学 名誉教授	
2	くまがわ さかえ 熊川 栄	群馬県町村会代表 (孺恋村長)	
3	さかにわ しげる 坂庭 秀	一般社団法人群馬県商工会議所連合会 専務理事	
4	さとう ゆみ 佐藤 由美	群馬大学大学院保健学研究科 教授	
5	しみず まさよし 清水 聖義	群馬県市長会代表 (太田市長)	
6	しみず よしひこ 清水 義彦	群馬大学大学院理工学府 教授	
7	たかくわ かずひこ 高桑 和彦	株式会社上毛新聞社 編集局長	
8	たかはし かつや 高橋 克弥	群馬県農業協同組合中央会 専務理事	
9	ながむら けいこ 永村 景子	日本大学生産工学部 准教授	
10	やぐち まさこ 矢口 正子	株式会社交通新聞社 コミュニケーションデザイン事業部 副部長	
11	よしだ みゆき 吉田 美由紀	沼田土建株式会社 企画室長	

(敬称略、50音順)